その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

■ **連結計算書類**　　連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■ **計算書類**　　貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

■ **監査報告書**　　連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

第 82 期（2025 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで）

ホソカワミクロン株式会社

連結貸借対照表

（2026年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	65,347	流動負債	26,057
現金及び預金	30,949	支払手形及び買掛金	7,050
受取手形、売掛金及び契約資産	18,091	電子記録債務	335
電子記録債権	1,079	1年内返済予定の長期借入金	261
製品	4,403	未払費用	4,696
仕掛品	4,986	未払法人税等	638
原材料及び貯蔵品	3,676	契約負債	8,232
その他	2,551	賞与引当金	602
貸倒引当金	△391	役員賞与引当金	47
固定資産	38,475	製品保証引当金	1,285
（有形固定資産）	32,436	株式給付引当金	26
建物及び構築物	32,289	その他	2,878
機械装置及び運搬具	20,392	固定負債	6,041
土地	8,862	長期借入金	1,037
建設仮勘定	193	株式給付引当金	14
その他	4,536	退職給付に係る負債	2,812
減価償却累計額	△33,837	繰延税金負債	1,313
（無形固定資産）	629	その他	863
のれん	88	負債合計	32,098
その他	540	（純資産の部）	
（投資その他の資産）	5,409	株主資本	60,429
投資有価証券	4,301	資本金	14,496
繰延税金資産	906	資本剰余金	3,196
その他	201	利益剰余金	46,414
		自己株式	△3,676
		その他の包括利益累計額	11,276
		その他有価証券評価差額金	1,805
		繰延ヘッジ損益	△24
		為替換算調整勘定	9,453
		退職給付に係る調整累計額	41
		新株予約権	18
		純資産合計	71,724
資産合計	103,822	負債・純資産合計	103,822

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔 2025年10月１日から
2026年９月30日まで 〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**82,563**
売上原価		**55,215**
売上総利益		**27,348**
販売費及び一般管理費		**22,629**
営業利益		**4,718**
営業外収益		
(受取利息及び配当金)	674	
(持分法による投資利益)	194	
(その他)	171	1,039
営業外費用		
(支払利息)	53	
(その他)	25	78
経常利益		**5,679**
特別利益		
(固定資産売却益)	1	
(受取保険金)	21	23
特別損失		
(固定資産除売却損)	55	
(システム障害対応費用)	22	
(事業構造改善費用)	687	
(システム開発に伴う損失)	36	802
税金等調整前当期純利益		**4,900**
法人税、住民税及び事業税	1,918	
法人税等調整額	△542	1,376
当期純利益		**3,524**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,524**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔 2025年10月１日から
2026年９月30日まで 〕

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,496	3,205	44,726	△3,773	58,654
当期変動額					
剰余金の配当			△1,836		△1,836
親会社株主に帰属する当期純利益			3,524		3,524
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△9		98	88
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△9	1,688	97	1,775
当期末残高	14,496	3,196	46,414	△3,676	60,429

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	944	35	7,802	△261	8,520	44	67,219
当期変動額							
剰余金の配当							△1,836
親会社株主に帰属する当期純利益							3,524
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							88
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	861	△59	1,650	303	2,755	△26	2,728
当期変動額合計	861	△59	1,650	303	2,755	△26	4,504
当期末残高	1,805	△24	9,453	41	11,276	18	71,724

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数　　28社

主要な連結子会社の名称

Hosokawa Micron International Inc.、Hosokawa Finance International B.V.、Hosokawa Micron B.V.、Hosokawa Alpine Aktiengesellschaft

当連結会計年度において、海外連結子会社を統合したため、２社減少しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社の数　　１社

（国内）　ホソカワミクロンワグナー株式会社

(2)持分法を適用していない関連会社　３社

（海外）　SAPS Ltda.
Nexopart Verwaltungs GmbH
Nexopart GmbH & Co.KG

持分法を適用していない理由

持分法非適用の関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響額が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、細川密克朗（上海）粉体机械有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産

〈製品・仕掛品〉主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

〈原材料〉主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

〈貯蔵品〉主として最終仕入原価法によっております。

③デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

1998年４月１日以降取得の建物（建物附属設備は除く）……定額法

2016年４月１日以降取得の建物附属設備及び構築物……定額法

上記以外の有形固定資産……主として定率法

ただし、当社の奈良工場、五條工場は定額法によっております。

連結子会社は定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	２年～50年
機械装置及び運搬具	１年～36年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、当社及び国内連結子会社は自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（主に５年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

IFRSまたは米国会計基準を適用している海外連結子会社については、IFRS第16号「リース」及び米国会計基準 ASU2016-02「リース」を適用し、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金…当社及び国内連結子会社については債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、海外連結子会社については、個別に検討して得た損失見込額を計上しております。

② 賞与引当金…当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金…当社及び国内連結子会社は、役員及び執行役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金…当社の製品保証引当金は、製品の引渡後におけるクレームにつき、当社負担により補修すべき費用に充てるため、当連結会計年度末に発生が予想されている顧客毎のクレーム見積補修額と売上高に対するクレーム発生額の過去の実績率を乗じて計算した額との多い方を計上しております。

海外連結子会社については、契約上の保証期間内の無償修理費の支出に充てるため、見積補修額を計上しております。

⑤ 株式給付引当金…株式交付規程に基づく、従業員への当社株式交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

＜ヘッジ会計の方法＞

繰延ヘッジ処理によっております。なお、当社の為替予約については、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。

＜ヘッジ手段とヘッジ対象＞

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建金銭債権債務等
通貨スワップ	外貨建借入金
金利スワップ	借入金の利息

＜ヘッジ方針＞

当社の内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

＜ヘッジ有効性評価の方法＞

為替予約取引及び通貨スワップ取引については、当該取引とヘッジ対象となる資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定されるため、有効性の判定を省略しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

＜退職給付見込額の期間帰属方法＞

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

＜数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法＞

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しております。

③重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、あらゆる産業分野を対象に粉体を取扱う機械・装置の販売及びそのシステムエンジニアリングの提供を行っております。また、特定の海外連結子会社においては、単層から多層の各種プラスチック高機能フィルム製造装置の開発・製造・販売を行っております。このような機械・装置の販売及びそのエンジニアリングの提供を一体の履行義務と識別しております。これらの履行義務については、多くの場合、顧客仕様の製造をしており他に転用できないこと及び履行義務の完了した部分については対価を収受する権利を有していることから、一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法で収益を認識しております。この進捗度の見積りは、発生した原価の累計額が総原価に占める割合として算定されております。

なお、一時点で履行義務が充足される取引については、製品の引渡又は検収時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引の対価は、主として履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

当社及び連結子会社は、連結子会社取得時に生じたのれんの償却方法は定額法であり、償却期間は20年以内の合理的な期間として連結子会社ごとに決定しています。

５．会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり認識された収益　売上高　40,423百万円

当社グループは、あらゆる産業分野を対象に粉体を取扱う機械・装置の販売及びそのシステムエンジニアリングの提供を行っております。また、特定の海外連結子会社においては、単層から多層の各種プラスチック高機能フィルム製造装置の開発・製造・販売を行っております。

当社は、このような機械・装置の販売及びそのエンジニアリングの提供を一体の履行義務と識別し、これらの履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法で収益を認識しています。この進捗度の見積りは、発生した原価の累計額が総原価に占める割合として算定されております。

総原価の見積りにおいては、作業内容を顧客からの指図に基づく仕様等を元に特定・網羅の上、適切な原価を算定し、また、受注後の状況の変化に応じて適時に見積りの見直しを実施しております。

しかしながら、案件ごとの個別性が強く、顧客から要求される高度な技術及び品質への対応、原材料価格の変動、下請け業者への発注など、総原価の見積りは、製品に対する専門的な知識と経験を有する原価管理部門の責任者による一定の仮定と判断を伴い不確実性を伴うものとなります。総原価の見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

６．追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2022年８月10日の取締役会決議に基づき、当社従業員（以下「従業員」という。）に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、さらに当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン（従業員向け株式交付信託（RS信託））を導入しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が設定する信託の受託者が、当社が信託する金銭を原資として当社の普通株式（以下「当社株式」という。）の取得を行ったうえで、当社が付与するポイントに応じた数の当社株式を従業員に交付する、というインセンティブ・プランです。当該ポイントは、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、従業員の職位・勤続年数等に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。また、交付される当社株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより、退職までの譲渡制限を付すものとします。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、97百万円及び35,300株であります。

(3)総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

連結貸借対照表に関する注記

１．減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

２．「受取手形、売掛金及び契約資産」のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額、並びに契約負債の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記３(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

連結損益計算書に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記 １．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

２．売上原価に含まれる通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

797百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	15,730,538	－	－	15,730,538

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,094,550	2,943	30,280	1,067,213

（注）１　普通株式の自己株式に係る株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加143株、譲渡制限株式の無償取得2,800株であります。

２　普通株式の自己株式に係る株式数の減少は、ストック・オプション行使14,680株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分6,300株、「従業員向け株式交付信託」への対象者に対しての交付9,300株であります。

３　当連結会計年度末株式数には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式35,300株が含まれております。

３．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年12月18日定時株主総会	普通株式	880	60.00	2025年９月30日	2025年12月19日
2026年５月11日取締役会	普通株式	955	65.00	2026年３月31日	2026年６月12日

（注）2025年12月18日定時株主総会による配当金の総額には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式44,600株に対する配当金２百万円が含まれております。

2026年５月11日取締役会による配当金の総額には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式35,300株に対する配当金２百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議（予定）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年12月17日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,102	75.00	2026年９月30日	2026年12月18日

（注）2026年12月17日定時株主総会による配当金の総額には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式35,300株に対する配当金２百万円が含まれております。

４．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第１回2012年度分株式報酬型ストック・オプション	普通株式	1,520株
第２回2013年度分株式報酬型ストック・オプション	普通株式	1,040株
第３回2014年度分株式報酬型ストック・オプション	普通株式	840株
第４回2015年度分株式報酬型ストック・オプション	普通株式	760株
第５回2016年度分株式報酬型ストック・オプション	普通株式	840株
第６回2017年度分株式報酬型ストック・オプション	普通株式	680株
第７回2018年度分株式報酬型ストック・オプション	普通株式	540株
第８回2019年度分株式報酬型ストック・オプション	普通株式	1,300株
第９回2020年度分株式報酬型ストック・オプション	普通株式	2,260株

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余剰資金は安全性の高い預金等に限定し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスク回避のために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、１年以内の支払期日であります。

借入金は、短期的な運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、外貨建借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした通貨スワップ取引及び長期借入金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「４．会計方針に関する事項(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項　①重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高管理とともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関のみに限定しているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建営業債権債務について、為替の変動リスクに対して、原則として為替予約取引を利用してヘッジしております。

当社は、長期借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引は取締役会で定められた社内管理規程に従い、経理部で取引の実行及び管理を行っております。なお、社債の発行、多額の借入金等は、取締役会の専決事項であります。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体企業の財務状況等を把握し、取引先企業等との関係を勘案して保有状況を継続的に見直すとともに、取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

経理部が適時に資金繰り計画を作成する等、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2026年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	3,473	3,473	－
資産計	3,473	3,473	－
(1) 長期借入金(*2)	1,299	1,247	△51
負債計	1,299	1,247	△51
デリバティブ取引(*3)	179	179	－

(*1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債権」及び「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) １年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めて記載しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目においては△で示しております。

(*4) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	828

３　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年９月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,473	－	－	3,473
デリバティブ取引				
通貨関連	－	179	－	179
資産計	3,473	179	－	3,652

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年９月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	1,247	－	1,247
負債計	－	1,247	－	1,247

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

１.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント		合計
	粉体関連事業	プラスチック薄膜関連事業	
地域別			
日本	14,733	12	14,745
米州	7,516	13,572	21,089
欧州	27,122	5,087	32,210
アジア・その他	12,169	2,348	14,518
顧客との契約から生じる収益	61,542	21,020	82,563
外部顧客への売上高	61,542	21,020	82,563
収益認識の時期			
一時点で移転される財又はサービス	29,147	12,993	42,140
一定期間にわたり移転する財又はサービス	32,395	8,027	40,423
顧客との契約から生じる収益	61,542	21,020	82,563
外部顧客への売上高	61,542	21,020	82,563

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) ４ 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ③重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた契約資産は、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」に含めております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、8,517百万円であります。契約資産は、主に顧客仕様の機器等の製造において進捗度の測定に基づいて認識した売上収益に係る未請求売掛金であり、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権へ振替えます。契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度の契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、営業債権への振替（同、減少）により生じたものであり、契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

（単位：百万円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	13,461	14,081
受取手形	45	11
電子記録債権	898	1,079
契約資産	5,103	3,997
契約負債	9,867	8,232

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は41,952百万円です。当該履行義務は粉体関連事業、プラスチック薄膜関連事業における機器、工事契約及び試運転等にかかるものであり、概ね92%は１年以内、残り約８%は１年超２年以内に売上として認識されると見込まれます。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　4,890円16銭

１株当たり当期純利益　240円42銭

（注）当社は、「従業員向け株式交付信託」を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。１株当たり当期純利益の算定上、控除した自己株式の期中平均株式数は、36,599株であり、１株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末株式数は、当連結会計年度において35,300株であります。

貸借対照表

(2026年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**11,718**	**流動負債**	**4,778**
現金及び預金	4,604	電子記録債務	335
受取手形	11	買掛金	560
電子記録債権	1,075	1年内返済予定の長期借入金	261
売掛金	2,719	未払金	333
契約資産	1,118	未払費用	231
製品	144	未払法人税等	422
仕掛品	1,496	契約負債	1,869
原材料及び貯蔵品	314	預り金	47
前渡金	0	賞与引当金	576
前払費用	93	役員賞与引当金	44
未収入金	100	製品保証引当金	31
その他	59	株式給付引当金	26
貸倒引当金	△20	その他	37
固定資産	**26,636**	**固定負債**	**3,366**
(有形固定資産)	**10,727**	長期借入金	1,915
建物	10,038	退職給付引当金	843
構築物	616	株式給付引当金	14
機械及び装置	2,295	長期預り保証金	11
車両及び運搬具	48	資産除去債務	62
工具、器具及び備品	837	繰延税金負債	487
土地	4,463	その他	31
減価償却累計額	△7,571	**負債合計**	**8,145**
(無形固定資産)	**84**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	73	**株主資本**	**28,386**
ソフトウエア仮勘定	6	資本金	14,496
その他	4	資本剰余金	3,196
(投資その他の資産)	**15,824**	資本準備金	206
投資有価証券	3,473	その他資本剰余金	2,989
関係会社株式	12,134	利益剰余金	14,370
関係会社出資金	30	利益準備金	689
敷金及び保証金	6	その他利益剰余金	13,680
その他	179	繰越利益剰余金	13,680
		自己株式	△3,676
		評価・換算差額等	**1,805**
		その他有価証券評価差額金	1,805
		繰延ヘッジ損益	△0
		新株予約権	**18**
		純資産合計	**30,209**
資産合計	**38,354**	**負債・純資産合計**	**38,354**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

〔 2025年10月１日から
2026年９月30日まで 〕

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		**16,145**
売上原価		**8,051**
売上総利益		**8,094**
販売費及び一般管理費		**5,506**
営業利益		**2,588**
営業外収益		
（受取利息及び配当金）	2,211	
（その他）	135	2,346
営業外費用		
（支払利息）	12	
（その他）	42	54
経常利益		**4,880**
特別利益		
（受取保険金）	21	21
特別損失		
（固定資産除売却損）	5	
（システム障害対応費用）	22	28
税引前当期純利益		**4,873**
法人税、住民税及び事業税	830	
法人税等調整額	68	898
当期純利益		**3,975**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2025年10月１日から
2026年９月30日まで 〕

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	14,496	206	2,998	3,205	506	11,725	12,231
当期変動額							
剰余金の配当						△1,836	△1,836
利益準備金の積立					183	△183	－
当期純利益						3,975	3,975
自己株式の取得							
自己株式の処分			△9	△9			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－		△9	△9	183	1,955	2,138
当期末残高	14,496	206	2,989	3,196	689	13,680	14,370

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△3,773	26,159	944	0	944	44	27,149
当期変動額							
剰余金の配当		△1,836					△1,836
利益準備金の積立		－					－
当期純利益		3,975					3,975
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	98	88					88
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			861	△1	860	△26	833
当期変動額合計	97	2,226	861	△1	860	△26	3,059
当期末残高	△3,676	28,386	1,805	△0	1,805	18	30,209

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社及び関連会社株式　移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産

〈製品・仕掛品〉　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

〈原　材　料〉　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

〈貯　蔵　品〉　最終仕入原価法により算定しております。

(3) デリバティブ

時価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

1998年４月１日以降取得の建物（建物附属設備は除く）……定額法

2016年４月１日以降取得の建物附属設備及び構築物……定額法

上記以外の有形固定資産……主として定率法

ただし、当社の奈良工場、五條工場は定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～38年
機械装置	２年～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

当社は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員及び執行役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品の引渡後におけるクレームにつき、当社の負担により補修すべき費用に充てるため、当事業年度末に発生が予想されている顧客毎のクレーム見積補修額と売上高に対するクレーム発生額の過去の実績率を乗じて計算した額との多い方を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しております。

(6) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく、従業員への当社株式交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

＜ヘッジ会計の方法＞

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

＜ヘッジ手段とヘッジ対象＞

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建金銭債権債務等
通貨スワップ	外貨建借入金
金利スワップ	借入金の利息

＜ヘッジ方針＞

当社の内部規程であるリスク管理方針に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。

＜ヘッジ有効性評価の方法＞

為替予約取引及び通貨スワップ取引については、当該取引とヘッジ対象となる資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定されるため、有効性の判定を省略しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、あらゆる産業分野を対象に粉体を取扱う機械・装置の販売及びそのシステムエンジニアリングの提供を行っております。このような機械・装置の販売及びそのエンジニアリングの提供を一体の履行義務と識別しております。これらの履行義務については、多くの場合、顧客仕様の製造をしており他に転用できないこと及び履行義務の完了した部分については対価を収受する権利を有していることから、一定の期間にわたり充足されると判断し、

履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法で収益を認識しております。この進捗度の見積りは、発生した原価の累計額が総原価に占める割合として算定されております。

なお、一時点で履行義務が充足される取引については、製品の引渡又は検収時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引の対価は、主として履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

５．会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり認識された収益　売上高　9,333百万円

当社は、あらゆる産業分野を対象に粉体を取扱う機械・装置の販売及びそのシステムエンジニアリングの提供を行っております。

当社はこのような機械・装置の販売及びそのエンジニアリングの提供を一体の履行義務と識別し、これらの履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法で収益を認識しています。この進捗度の見積りは発生した原価の累計額が総原価に占める割合として算定されております。

総原価の見積りにおいては、作業内容を顧客からの指図に基づく仕様等を元に特定・網羅の上、適切な原価を算定し、また、受注後の状況の変化に応じて適時に見積りの見直しを実施しております。

しかしながら、案件ごとの個別性が強く、顧客から要求される高度な技術及び品質への対応、原材料価格の変動、下請け業者への発注など、総原価の見積りは、製品に対する専門的な知識と経験を有する原価管理部門の責任者による一定の仮定と判断を伴い不確実性を伴うものとなります。総原価の見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

６．追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

連結注記表「６.追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

１．減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

２．保証債務

関係会社に対し次のとおり債務保証または契約履行保証を行っております。

Hosokawa Alpine Asia Pacific Co.,LTD	171 百万円
Hosokawa Micron International Inc.	15 百万円
Hosokawa Alpine Aktiengesellschaft	76 百万円
計	263 百万円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	100 百万円
長期金銭債権	131 百万円
短期金銭債務	250 百万円
長期金銭債務	1,050 百万円

損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	393百万円
仕入高	378百万円
販売費及び一般管理費	215百万円
営業取引以外の取引高	2,193百万円

２．固定資産除売却損の内訳

建物	0百万円
構築物	0百万円
機械及び装置	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円
その他	3百万円
計	5百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,094,550	2,943	30,280	1,067,213

（注）１　普通株式の自己株式に係る株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加143株、譲渡制限株式の無償取得2,800株であります。

２　普通株式の自己株式に係る株式数の減少は、ストック・オプション行使14,680株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分6,300株、「従業員向け株式交付信託」への対象者に対しての交付9,300株であります。

３　当事業年度末株式数には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式35,300株が含まれております。

税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	580 百万円
賞与引当金	181 百万円
未払事業税	37 百万円
製品保証引当金	9 百万円
役員賞与引当金	13 百万円
株式給付引当金	115 百万円
その他	253 百万円
繰延税金資産小計	1,206 百万円
評価性引当額	△856 百万円
繰延税金資産合計	349 百万円
繰延税金負債	
税務上の収益認識差額	△4 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△14 百万円
その他有価証券評価差額金	△814 百万円
信託報酬費用	△2 百万円
繰延ヘッジ損益	－ 百万円
繰延税金負債合計	△837 百万円
繰延税金負債の純額（△）	△487 百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
住民税均等割等	0.3%
受取配当金	△12.7%
試験研究費の税額控除	△0.6%
賃上げ促進税制による税額控除	△0.8%
所得税額控除	△0.4%
評価性引当額の増減	0.6%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.4%

関連当事者との取引に関する注記

子会社

（単位：百万円）

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	Hosokawa Micron International Inc.	所有 直接100%	金銭消費貸借取引 役員の兼務	利息の支払（注）1	17	長期借入金（注）1	392
子会社	Hosokawa Alpine American Inc.	所有 間接100%	金銭消費貸借取引	利息の支払（注）1	29	長期借入金（注）1	657

1　取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2　取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1 金銭消費貸借契約に基づく長期借入金の取引条件は、市場実勢金利を勘案して決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類　連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　2,058円97銭

１株当たり当期純利益　271円18銭

(注)当社は、「従業員向け株式交付信託」を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。１株当たり当期純利益の算定上、控除した自己株式の期中平均株式数は、36,599株であり、１株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末株式数は、当事業年度末において35,300株であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年11月13日

ホソカワミクロン株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　洪　　性　禎
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　和　希

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ホソカワミクロン株式会社の2025年10月１日から2026年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホソカワミクロン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではな

い。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための

ものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年11月13日

ホソカワミクロン株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　洪　　性　禎
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　和　希

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ホソカワミクロン株式会社の2025年10月１日から2026年９月30日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれ

ておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのも

のではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人有限責任 あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議にオンライン形式を含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、海外を含む子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月13日

ホソカワミクロン株式会社　監査役会

常勤監査役　　平　井　道　子　㊞

社外監査役　　國　分　博　史　㊞

社外監査役　　勝　井　良　光　㊞

以上